

# スクラム

2024年9月号  
第233号

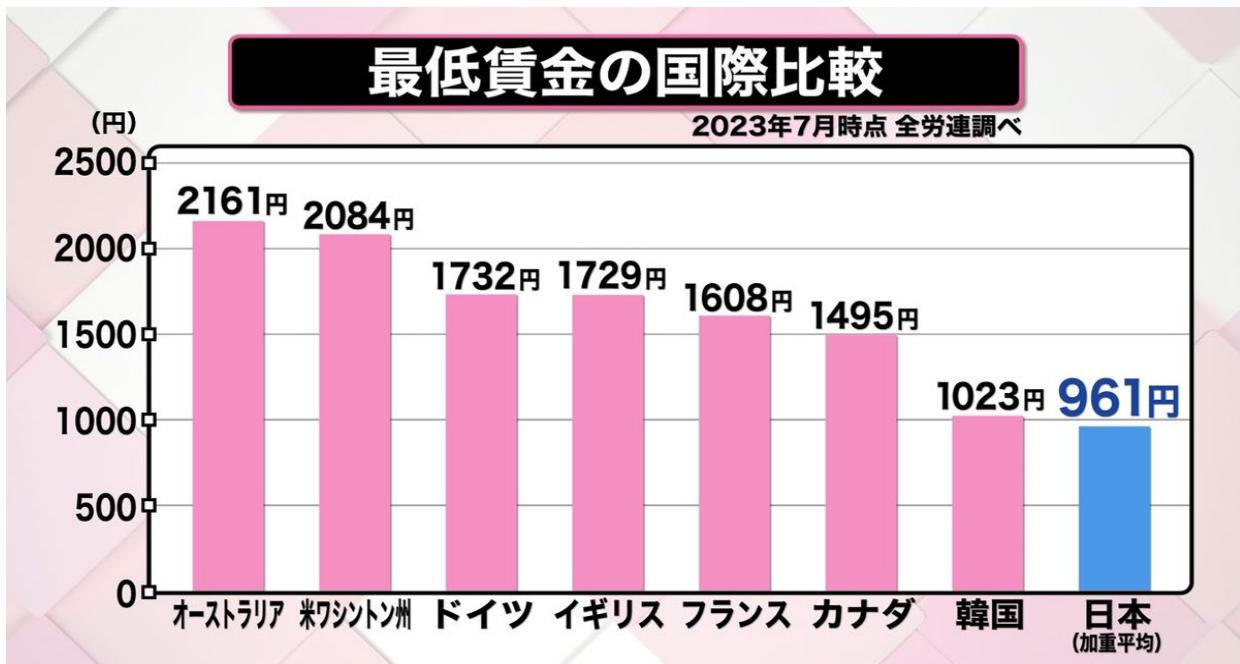
編集・発行  
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum\_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

## 最低賃金改定、全国平均 1055 円に



(日本テレビ NNN ニュース資料より)

### 広島県は中国地方の最高額 1020 円だが、全国平均に届かず

都道府県別の2024年度最低賃金改定額が8月29日に出そろった。27県で国の示した目安額の「50円引き上げ」を上回ったが、広島県では50円増にとどまった。そんななか徳島県では目安額を大きく上回る84円引き上げとなり、衝撃が広がっている。引き上げは10月以降、順次実施されていく。最賃に関する何点かの問題提起をしたい。

まず、県別の最賃制度は、差額が縮小したとはいえ、最高額の東京(1163円)と最低額の岩手(893円)との差は270円もあり、「同一労働同一賃金」の原則に大きく逸脱していること。

また、いわゆる「先進国」比較では日本は最低ラインである。米国を除くヨーロッパ諸国は軒並み1800円越えをしており、日本の最賃は豪・独・英のほぼ半額に過ぎないこと。以上の水準であるにもかかわらず、企業側、特に多くの中小企業主は「高額過ぎて賃金が支払えない」と不平・愚痴を漏らしていること。

その一方で、「最低賃金ではもはや働いてくれる人がいない。」と人手不足に悩み、すでに最低賃金に大幅上乗せして人員を確保している雇用主も少なくないこと。

最低賃金法では「労働者の生活費」「一般的な賃金水準」「企業の支払い能力」の3要素を考慮して決めることになっているが、現実には法の趣旨以外の「隣県との比較」や「最下位の回避」が重視されていること。

そんななか同調圧力を跳ね返し、徳島県の最賃審議会は「国の目安よりも生計や物価高を考慮して84円アップ」とした。法の趣旨を大切にしない英断だ。

いずれにしても企業側が「4割ほどを非正規でまかなう」と枠決めをしている以上、いくら個々の労働者ががんばっても、4割ほどは非正規として働くしかない。

「辛かったら正規になれ！（だれもが頑張れば正規になれる）」という論は詭弁であり破綻している。そして同一労働をしている以上、正規労働者との対等・平等な賃金を求めるのは当然のことである。しかもヨーロッパでは日本の2倍の時給をちゃんと雇用主が払っている。したがって上記の問題点は、労働者の問題ではなく企業の問題である。そして、労働者は最賃審議会の回答のみに頼るのではなく、個々の賃金交渉で「安心して幸福に生きていける賃金」を勝ち取らねばならない。最賃はきわめて重要だが、あくまでも最賃にすぎないということも大事だろう。

2024年度 最低賃金 答申状況		
都道府県名	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】
北海道	1010 (960)	50
青森	953 (898)	55
岩手	952 (893)	59
宮城	973 (923)	50
秋田	951 (897)	54
山形	955 (900)	55
福島	955 (900)	55
茨城	1005 (953)	52
栃木	1004 (954)	50
群馬	985 (935)	50
埼玉	1078 (1028)	50
千葉	1076 (1026)	50
東京	1163 (1113)	50
神奈川	1162 (1112)	50
新潟	985 (931)	54
富山	998 (948)	50
石川	984 (933)	51
福井	984 (931)	53
山梨	988 (938)	50
長野	998 (948)	50
岐阜	1001 (950)	51
静岡	1034 (984)	50
愛知	1077 (1027)	50
三重	1023 (973)	50
滋賀	1017 (967)	50
京都	1058 (1008)	50
大阪	1114 (1064)	50
兵庫	1052 (1001)	51
奈良	986 (936)	50
和歌山	980 (929)	51
鳥取	957 (900)	57
島根	962 (904)	58
岡山	982 (932)	50
広島	1020 (970)	50
山口	979 (928)	51
徳島	980 (896)	84
香川	970 (918)	52
愛媛	956 (897)	59
高知	952 (897)	55
福岡	992 (941)	51
佐賀	956 (900)	56
長崎	953 (898)	55
熊本	952 (898)	54
大分	954 (899)	55
宮崎	952 (897)	55
鹿児島	953 (897)	56
沖縄	952 (896)	56
全国加重平均	1055 (1004)	51

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金

## 「患者と家族の会」 広島支部の集いを開催



患者の方や家族の方たちが11名参加し、久しぶりに支部の集いを行った。集いには、ひょうご安全センターの西山さんも参加していただいた。西山さんからは、患者と家族の会として今、中皮腫を治せる病気にしようという運動を繰り広げていることや建設国賠訴訟の勝利を受けて、広島でもメーカーを相手にしての裁判を準備していることなどが報告された。

新しく参加されたメンバーも多く、それぞれから自己紹介を兼ねて近況報告が行われた。中には手術して退院したばかりで、まだ傷口が痛いけどなんとか駆けつけましたと言われた方もいらっしゃいました。また、8月にお父さんを亡くされて、思わず涙を流された方もいらっしゃった。それぞれの報告の中で、闘病生活の困難や病院での対応などについて話が弾み、「患者と家族の会」の役割の大きさ、大事さなどが語られた。

スクラムユニオン・ひろしまの土屋委員長は、労災支援の流れの中で、「患者と家族の会」広島支部の事務局長も兼任して活動している。事務局長の立場から、広島支部の世話人をされていた上野さんが病気で活動が困難となり、新しい役員体制を築いて行くことが喫緊の課題であることなどが語られた。2時間あまりの交流であったが、季節のいいときに改めて集いをやりましょうという確認をして散会した。スクラムユニオンからは、土屋書記長と竹本副委員長が参加して、集いをサポートした。

## 帰国した技能実習生との繋がり

交通事故で重傷を負い、長い時間をかけて後遺障害認定を勝ち取ったハウさん（すでに帰国）の義姉が訪ねてきた。呉市で5年目の技能実習を継続している。ベトナムに一時帰国してリフレッシュしたと、明るい笑顔でたくさんのお土産を持ってきてくれた。ハウさんの情報も受け取った。特定技能をうけるつもり、という彼女とその友人は、ベトナムと日本を行き来する国際人然としている。たくましい若者が育っていることを嬉しく思う。日本はこうしたエネルギーな若者たちに支えられているのだとつくづく感じた日だった。



## 闘争短信

### 理不尽な解雇

#### 保育士の仕事をさせずに、もっぱら掃除をさせる園長

Mさんは、2023年7月に（株）あい観音本町保育園に午前中の4時間、週3～4日勤務の保育士として採用され、2024年3月まで0歳から1、2歳児6人を正規職員と二人で担当していた。

Mさんは、酒井加代子園長から「今年4月からサポート役として一時預かりを担当してください」といわれ、クラスから外された。

しかし、利用者の人数が少ない日はサポート不要となり、一時預かり担当の職員からおもちゃの消毒を頼まれるようになった。さらに、酒井園長は今年の5月頃から、保育士としての仕事をさせずに、もっぱら掃除ばかりさせるようになった。

Mさんは組合に加入し、第1回の団交で「保育士としての仕事をさせろ」と要求した。これに対して、酒井園長は「Mさんは入社時から腰の痛みで運動できないと訴えていた。園は、Mさんの訴えを配慮してやってきた」と、保育業務をさせなかったことを正当化した。

組合は、「Mさんは酒井園長に『腰が悪くて子供を抱けない』と言ったことはない」として、第2回団交で保育業務に支障はない旨の診断書を提出することとした。

#### ハラスメントを受け出勤できなくなったMさんを解雇に追い込む園長

その後も酒井園長はMさんに保育士の仕事を与えないだけでなく、彼女の仕事ぶりにいちいち文句をつけるなどのいやがらせを続けた。その結果、ついにMさんは適応障害を発症して職場に出られなくなってしまった。

第2回団交でMさんは改めて「保育士の仕事に支障は認めない」という医師の診断書を提出したが、酒井園長はこの診断書は現時点のものであるとして、これまで保育士の業務をさせなかったことを正当化した。

そして、会社側弁護士は、適応障害のため療養を申し出たMさんに対して、「パートには休職規程はない。労務の提供ができないのなら解雇になる」として8月末での解雇を言い出した。交渉の結果、会社側弁護士が、「自己都合退職に合意するのなら和解金で解決したい」という案を提示したので組合はこれをいったん了解した。

だが、問題はこれで終わらなかった。（この点については別文書で詳しく伝えている。）交渉は決裂し、会社はMさんの8月末解雇を強行した。

酒井園長は、Mさんを保育士の仕事から外し、ハラスメントを続けて、その結果出勤できなくなるまで追い込んだあげく、解雇した。組合はこのような不当な解雇に対してあらゆる手段を使って反撃の闘いを進める決意である。

## われわれは物乞いではない！

観音本町保育園酒井功代子園長によるパワーハラスメントによって、保育士として現場で働けなくなったMさんの事例、これは闘争短信として紹介されている。この文章は、この件に関して和解につながる交渉での問題点を指摘したものである。

2回の団交を経て、Mさんは自己都合での退職を認め、保育園側は解決金として5万円（約1か月の給料分相当）を支払うことで合意した。問題はその後である。相手側弁護士から届いた「合意書」には、第4項「Mさんは、保育園、保育園の従業員、園児の保護者その他の保育園の関係者に対して、面会、電話、メール、LINE、SNSその他のいかなる方法を用いても接触を図らないことを約束する。」と書かれていた。一般的に合意書の中にいわゆる「不口外条項」を入れることを相手側が要求することは多い。これ自体も問題だが、この第4項は常識を外れている。そもそも、行動の自由、表現の自由などの基本的人権を制限するような項目を入れることなど許されない。

スクラムユニオンとしては、当然にもこの項目は受け入れられないこと、一般的な不口外条項までなら受け入れることを相手側弁護士に伝えた。その結果は、文言に若干の訂正が入ったものであった。だが、次のような最後通牒がつけられていた。「一応お伝えしますが、当方としては、前回の団体交渉でもお伝えしたとおり、本件について合意での解決は必要ないとは考えております。したがって、これ以上の修正には応じかねますので、その点ご承知おきいただけますと幸いです。」これを飲まないのなら、団交での確認事項である合意は破棄するという恫喝である。きわめて不本意ではあったが、本人の意向を確認した結果、早い段階での収束を目指して、この訂正で合意することとした。

すると、次の問題が起こった。合意書の最終稿が送られてきたとき、本人署名と同時に、実印の押印と印鑑証明を添付することなどという条件が付いてきたのである。これはどう考えても合意を成立させないための画策であった。同時に5万円がほしかったら、このような屈辱的な条件でも飲め！というものに他ならない。相手側弁護士の薄ら笑いが目に浮かぶようであった。

このことを受け入れることは、今後、スクラムユニオンが合意書を交わすときに常に実印で対応するという前例を作ることである。これはどうしても受け入れることはできない。Mさんに事情を伝え、この合意を成立させることはできないことを告げた。Mさんはこのことを理解してくれて、別の手段での闘争を継続することを確認した。

## Mさんの労災申請～岡山ユニオンと連携しての取り組み～

書記長 土屋みどり

ペルー人のMさんは、A派遣会社からOプレス工業に派遣され働いていたが、今年3月、仕事中に左目を

負傷し仕事ができなくなってクビになった。このような事態になって、治療はしなければならぬがお金もなく、途方に暮れたMさんは通訳を通じて、スクラムユニオンに相談をしてきた。

#### <負傷の状況>

この日は、いつものパートナーでない人と組み、船のキャビンを溶接していた。なれないパートナーがMさんに気づかず溶接を始め、スパッタ（溶接時に飛び散って固まる粒）がMさんの保護めがねにめり込み、レンズ左側の下部を突き刺し、左目下まぶたを焼いた。その時点では目が焼けた感じがしたが、トイレで目を洗って仕事を続けた。翌日、目に痛みを感じ目薬を入れたが涙が止まらなかった。それで、事務所に「病院に連れて行きたい」と訴えた。事務所は、工場内の医務室に行くように指示をただけだった。しかし、医務室では「危険性はない。時間のあるとき病院に行ったら」と言われた。しかし、その翌日から違和感が増し視界に黒い斑点が出て視野が狭くなった。ようやく、岡山市の病院に連れて行ってもらったのは、ケガをしてから1週間後のことであった。緊急手術をして、安静治療が言い渡されたにもかかわらず、1ヶ月過ぎた頃仕事に戻るよう急かされ、溶接の現場に戻った。しかし、目の違和感があり、視野が不鮮明になっていった。再度病院に行くと「網膜剥離」を起こしているとの診断で再度緊急手術を行った。

派遣会社は、当初労災手続きを拒み、傷病手当の申請をただけであった。団体交渉によって、派遣会社は労災申請に協力することを確認した。後日、スクラムユニオンは派遣会社に事業所証明を出させ労災申請を行い、受理された。傷病手当を継続させ、生活の安定を図りながら労災の結論を待つこととなる。

## ブラジル人労働者をいじめて厄介払い!

日系ブラジル人Aさんは、「65歳まで働ける」と社長から誘われ、2023年1月に多度津の有I工業（丸亀の多度津造船株式会社の下請け会社）に溶接工として入社した。採用時の時給は2,000円だった。会社は、フルタイム勤務なのにAさんを社会保険に加入させなかった。

当時働いていたのは社長と日本人リーダーYとAさんの3人だけだったが、2023年6月頃、時給が1,000円と格段に安い特定技能フィリピン人3人を採用した。当初はAさんがフィリピン人たちに仕事を教えた。彼らがある程度仕事ができるようになった8月頃からフィリピン人たちにだけ残業をさせて、Aさんにはさせなくなった。当然にもAさんの給料は下がった。

### 邪魔になったAさんに嫌がらせ

会社は、2024年1月ごろから、簡単な溶接の仕事はフィリピン人にさせて、Aさんには高所作業や危険な仕事ばかりさせるようになり、この状態がずっと続いた。今年5月ごろ、元請の方針で下請け社員は社会保険に入らないといけなくなった。その時、Aさんは社長から「時給を500円下げる、いやならクビだ」と言われた。Aさんは抗議し、時給1700円で妥協した。

残業を減らされる、きつい仕事をさせられる、Yから具体的な指示もなく嫌がらせを受ける、そして、時

給300円ダウン、そうしたことが続いて、今年の6月ごろから、Aさんは、会社に対する不信感や恐怖から、会社の弁当のおかずにも毒が入っていると思うようになり、ご飯とみそ汁しか食べられなくなった。この頃からAさんは、メンタルを病んでパニック症を伴う心因反応になった。当然、会社はAさんの異変に気付いてはいたはずである。

7月4日、AさんはYと言い争いになり、パニック状態になり、元請の事務所に逃げ込むという事件が発生した。翌7月5日、現場にはAさんの顔写真付のビラが張り出され、Aさんは入構禁止となった。

会社は7月5日にAさんを病院に連れて行くと言ったが、これを中止し、7月8日に病院に行くことになった。ところがこれも中止となった。同日、Aさんは社長から多度津駅前に呼び出され、解雇予告手当を出すので解雇するという解雇通知書を渡された。解雇予告手当受領書にサインして、7月13日までに寮を退去するように言われたが、Aさんはサインを拒否してスクラムユニオンへと相談した。

### **いじめぬいた挙句、病院にも行かせずAさんを厄介払いした会社**

会社があげる主な解雇理由は7月4日にAさんがパニック状態になった時の言動であった。会社は7月4日のAさんの行動をみて、異常行動と判断している。ならば、会社はAさんをきちんと病院で受診させ、その診断結果を待って、診断書通りAさんを療養に専念するように休職等の措置を講じるべきである。しかし、病院で診察を受けさせもせず、いきなり解雇し、厄介払いとしたのである。

Aさんを精神疾患にまで追い込み、一生を台無しにした会社の所業を許すわけにはいかない。

## **2024年 第36回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 大阪について**

**日時：10月5日(土)13:00～10月6日(日)正午**

**会場：エル・おおさか(大阪府立労働センター)**

本年、コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 大阪が、エルおおさか（大阪府立労働センター）にて開催されます。交流集会の1日目は、CUNNの総会に加えて、全体企画として、ドキュメンタリー映画『もつと真ん中で』の上映を行います。同作は、在日の女性が、ヘイトスピーチの損害賠償を求め、最終的に民族差別と女性差別の複合差別を認定した画期的勝利判決を大阪地裁・高裁・最高裁で勝ち取った記録です。企画を通じて、在日の問題や民族差別、女性差別について考えていきたいと思ひます。

交流集会の2日目は12の分科会を予定しています。（1.ハラスメント相談対応、取り組み 2.セクハラ、労災 3.組織維持拡大 4.ワークルール教育 5.最低賃金 6.フリーランス 7.ジェンダー平等をめざす労組 8.会計年度

## ベトナム人実習生、タインさんへの支援カンパ

8月号掲載のファム・ゴック・タインさんの支援活動を引き続きよろしくお願いします。

両足大腿骨頭壊死という重い病気から、強制的に退職させられ治療を受けることができないまま苦しんでいる元技能実習生です。短期滞在ビザでは国民保険に加入もできず、自腹で病院に通うなど多大な負担を強いられました。その間、行政も監理団体も彼に救いの手を差し伸べることはありませんでした。

この間、スクラムユニオンとして、わずかですが生活費支援を行ってきました。病院も全額負担で診察を受けさせました。手術・リハビリをしても、技能実習生の仕事に戻ることができるかどうか分かりませんが、せめて痛みなく歩ける状態で母国に帰してあげたいと願っています。

皆さんの支援カンパをお願いいたします。

**<カンパ振込先> スクラムユニオン・ひろしま**  
**・もみじ銀行 三篠支店 (みささしてん) 普通 1820186**  
**・郵便振替 01310-1-65053**

### スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

8月の報告 (一部抜粋)	9月の予定 (一部抜粋)
2日 GL 分会、打ち合わせ	1日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
3日 平和行進	2日 なみしま団交、パーフェクトワン団交
4日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	5日 県労委調査 (メインストリーム)、一栄工業団交
5日 安野フィールドワーク	8日 患者と家族の会広島支部
6/7日 出雲労働相談、原水禁大会閉会総会	11日 統一コミティ (出雲)
8日 一栄工業団交	12日 ふれあい学習会
16日 広島県労委へ不当労救済申立 (メインストリーム)	15日 中国帰国者の会
20/21日 出雲労働相談、日東ゴム団交	18日 最賃情宣 (郵政)
22日 GL 打ち合わせ、育成就労検討会、県労協幹事会	20日 実習生ネット
24日 NPO 事務局会議	26日 アスベストユニオン、県労協幹事会
26日 弁護士相談、継承する会世話人会	28日 NPO 事務局会議
27/28日 出雲労働相談、弁護士打ち合わせ	10月5/6日 CUNN 全国集会 in 大阪
30日 一栄工業事務折衝	10月13日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
31日 実習生ネット全体会 他	他